

多摩地域における共同利用図書館検討調査

概要版

2008年3月
(平成20年)

東京都市町村立図書館長協議会

1 調査の背景と目的

本調査においては、多摩地域の市町村において設置が検討されている「共同利用図書館(共同利用・共同保存のための図書館)」について、資料の共同保存体制や、資料保存・利用システム等を含む具体的な運営方法に関する検討を行うことにより、多摩地域における資料保存スペースの確保、保存資料活用方策の確立に資する施策を立案することを目的とする。

検討にあたっては、平成 18 年度に出された東京都市町村立図書館長協議会除籍資料再活用プロジェクトの報告『多摩地域「共同利用図書館」の設置に向けて NPO による共同出資事業化の提案』の検討結果と併せ、NPO 以外の事業実施主体等についても可能性を探りつつ、より具体的な施策の展開を図ることとする。また、各館の資料保存状況から共同利用図書館に対するニーズを把握するとともに、保存ニーズに基づいた適切なエリア設定を行い、早期の事業開始に向けた検討を進めることとする。

2 多摩地域の共同利用図書館の形態・体制に関する検討

2-1 共同利用図書館に関する検討の方針

共同利用図書館の基本的な性格	30 自治体による共同事業化のための原則
<p>『図書を効率的に保存し、利用するための施設』</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 保存対象資料は「多摩地域の最後の 1 冊」 ◆ 図書を一箇所に集め、重複を避けるように精査 ◆ 集中して保存管理 ◆ リクエスト等のあった図書を利用できる体制づくり 	<p>各市町村立図書館が個別に資料保存を行った場合よりも……</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 資料の保存・利用方法が効率的であること ◆ 共同利用図書館の設置に伴い生じる作業やコストが著しく増加しないこと

2-2 共同保存体制の検討

共同利用図書館における共同保存体制に関する検討結果は表 2-1 の通りである。

表 2-1 共同保存体制に関する検討結果

	検討結果	備考(課題等)
①図書館の位置付け	各市町村立図書館の書庫の位置づけ	※ 資料の扱い及び利用方法等については、現状と同様
②図書館の機能	資料の保存機能	※ 「最後の 1 冊」を半永久的(汚破損を除く)に保存するのか、保存冊数にある程度の上限を設け、それを超えた場合には利用頻度の低い資料から除籍するのかがについて検討が必要
③保存対象資料	都立図書館から除籍された 2.4 万冊	○ 除籍された 2.4 万冊の有効活用が可能 ● 書誌データの作成若しくは購入が必要
	多摩地域の最後の 1 冊(1 タイトル 1 冊)	● 資料の状態を良く保つのが困難 ○ 保存のためのスペースが少なく済む
④運営主体	NPO に業務委託	● 法人としての信用や資金的な基盤が弱いことが多いため、自治体による支援が必要 ● 資料保存スペースとして、運営開始と同時に専用棟又は専用フロア等一定規模を確保する必要がある ○ 営利目的でないため、コストが低く抑えられる ○ 将来的な空き教室等への移転等に柔軟な対応が可能
	民間企業に業務委託(倉庫事業者・倉庫事業者以外の 2 パター)	● 営利目的であるため、コストが高くなる ● 将来的な空き教室等への移転等への対応が困難 ○ 保存資料数に応じて保存スペースを増床する対応が可能(倉庫事業者の場合)
⑤設置エリア	多摩地域内	● 一定規模の大型物件数が少なく、賃料相場も高め ○ 保存資料の搬入やリクエスト資料の配送に対するコストを低く抑

	検 討 結 果	備 考(課 題 等)
		えられるとともに、短期間での対応が可能 ○ 自治体と運営主体者との連携が密に行え、継続して安定的な運営を実施しやすい
⑥設置形態	30自治体で1つの共同利用図書館を設置	○ 効率性を考えると、1箇所に設置することが望ましい。 ● 新たな設置場所が必要となる。
⑦設置場所	その他(倉庫等)	○ 民間の倉庫事業者が運営主体となる場合は、部分借りが可能。 ● その他の場合には倉庫を1棟借り上げる必要があり、そのための賃料がコストとして発生する。
⑫施設規模(当初)	50万冊収容可能な規模(過年度報告書案)	● 年間50万冊が除籍され、多摩地域における「最後の1冊」を1タイトル当たり1冊ずつ保存した場合、運営開始14年程度で書庫がいっぱいになると考えられる。

2-3運営システムに関する検討

共同利用図書館の運営システムに関する検討結果は表 2-2 の通りであり、それにもとづく運営イメージを図 2-1 に図示する。

表 2-2 共同保存体制に関する検討結果

	検 討 結 果	備 考(課 題 等)
① 資料の選別方法	共同利用図書館に除籍予定資料を全て搬入し、保存資料を選別	○ 市町村立図書館には確認作業は発生しない ○ 資料の状態を比較して多摩地域の「最後の1冊」を選別可能 ● 保存資料以外の資料の搬入にもコストが発生 ● 保存資料以外の資料の処分費用又は返送費用が発生 ○ 配送車を利用した場合には、市町村立図書館及び共同利用図書館の運営全体を考慮すると効率的 ● 共同利用図書館において「最後の1冊」を確認し、選別する必要がある
② 資料の搬入方法	独自に配送車を運営	● 各自治体における資料整理時期及び回数が、一定期間に集中する場合等では対応が困難 ● 保存資料の搬入時期について、自治体間での調整が必要 ○ 各自治体における資料整理時期及び回数が、通年で均等に実施される場合には効率的 ○ 保存対象資料すべてを搬入し、選別を実施する場合、保存対象外の資料の返送と保存資料の配送と併せて運用することで効率化が可能
③ 資料の配送方法	独自に配送車を運営(基本は配送車とし、時々事情に応じて宅配便等も利用)	● 共同利用図書館の蔵書の利用頻度が高い場合には効率的 ● 設置場所が多摩地域外であった場合には対応が困難 ● 各自治体からの資料請求件数が少ない場合には非効率 ○ 保存対象資料すべてを搬入し、選別を実施する場合、保存対象外の資料の返送と保存資料の配送と併せて運用することで効率化が可能
④ 配送単位	1冊単位	○ 資料請求に対し、迅速な対応が可能
⑤ 資料提供方法	寄託(資料の所有権は多摩地域の各市町村立図書館)	○ 資料の所有権は各市町村立図書館に残り、資料に対して多摩地域の自治体による管理権が及び ⇒ 配架位置の変更というかたちで現行のマークデータを継続して使用することが可能
⑥ データ管理	配架位置の変更というかたちで現行のマークを継続利用	● 都立図書館からの除籍本2.4万冊を貸し出すためには、データの作成が必要となる。 ● 共同利用図書館内でのデータ管理・配架に工夫が必要(新たに整理番号を付与 or 資料の所有自治体ごとに配架し、請求記号で管理等) ○ 新たに発生するコストが少ない
⑦ 配架方法	自治体ごとに保存資料を配架し、請求記号をもとに整理	● 資料を自治体ごとに配架する必要がある

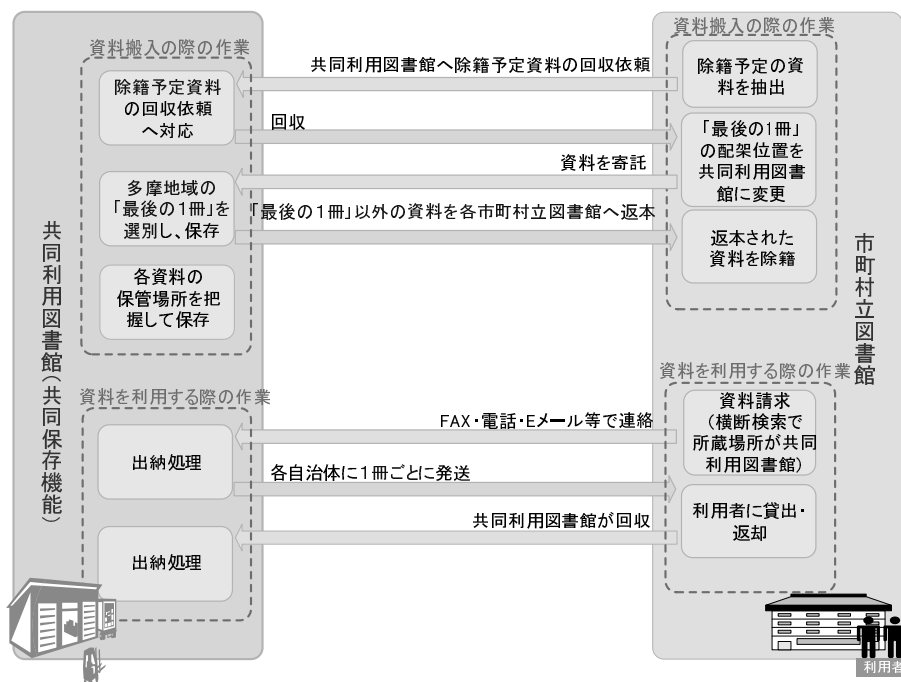


図 2-1 共同利用図書館の運営イメージ

3 概算運営費

共同利用図書館の運営開始から寄託資料が約50万冊に達する運営開始14年目までのパターン別の概算運営費は、表 3-1 及び図 3-1 のようになると想定される。

運営開始初年度から運営開始後5年目までにおいては、民間企業（倉庫業者）の場合が最も運営費が安価であるが、6年目以降はNPO法人による場合が最も安価となり、以後同様となる。

表 3-1 運営主体別の概算運営費（事業期間14年間）

	NPO 法人	民間企業(倉庫業者)	民間企業(倉庫業者以外)
総事業費	725 百万円	824 百万円	878 百万円
1 自治体あたり負担額(年平均)	1,726 千円	1,962 千円	2,090 千円

※ 1自治体あたり負担額は、概算運営費を自治体数の30で除した場合の額

※ 配送に係る費用については、配送車利用の場合と宅配便利用の場合の割合の設定が困難であることから、すべて宅配便を利用することとして運営費を算出した。

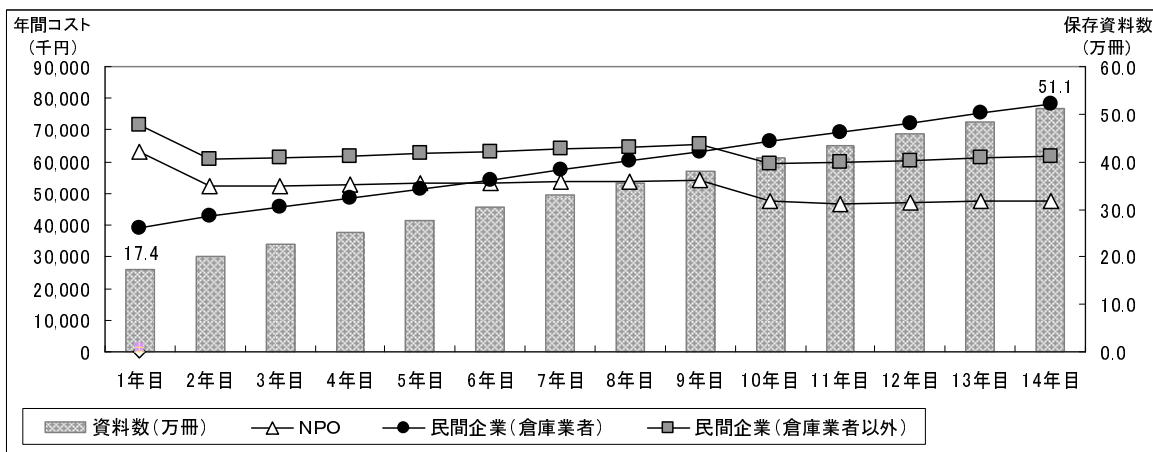


図 3-1 共同利用図書館における保存資料数と運営主体別概算運営コストの推移